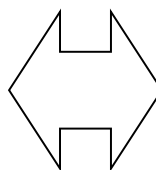


## 為替取引に関する制度の整備

### 銀行(銀行法)

- 為替取引は、銀行のみが行うことができる。
- 為替取引のほか、預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けが可能
- 原則兼業禁止
- 免許制
- 最低資本金（政令で20億円）
  
- 自己資本比率規制
- 預金保険制度の対象
- 議決権取得制限、株主規制、持株規制等あり
- 銀行代理業者に対する規制
  
- 事業報告書
- 業務改善命令、役員等の解任、立入検査等
- マネー・ローンダリング規制（犯罪収益移転防止法）の適用あり



### 資金移動業者(資金決済法)

- 銀行以外の者でも、登録を受けることにより為替取引を行うことを可能にする。
- 少額取引に限定（1回の送金100万円以下）。
- 預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けはできない。
- 兼業規制なし（公益に反する他業を除く）
- 登録制
- 業務の確実な遂行に必要な財産的基礎が必要。
- このほか、業務遂行体制の整備、規定の遵守のための体制整備等が登録要件
- 為替取引に関し利用者に対して負う債務の全額及び還付費用の保全が必要（保全すべき最低限の額を設定）
- 議決権取得制限、株主規制、持株規制等なし
- 業務の委託に関する制限はないが、業者から委託先への指導等が必要
- 情報の安全管理など利用者保護のための措置が必要
- 事業報告書のほか、資産保全状況等の定期報告
- 業務改善命令、立入検査等
- マネー・ローンダリング規制（犯罪収益移転防止法）の適用あり